

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 7 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 3 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 3 年 6 月 24 日付け 3 那監第 431 号 (安全安心課分)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 補助金交付事務について 王塚台区自主防災活動補助金において 防災資機材の保管・管理する防災倉庫の設置に対し、補助金を交付しているが、自主防災活動補助金交付要綱には、防災倉庫の記載はない。 補助金は、別表補助金の対象内容にある、「その他の項」に該当すると解釈して交付しているが、補助対象項目として明確に示すべきであり、補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p>	<p>補助対象項目を明確に示すために、那珂川市自主防災活動補助金交付要綱を令和 3 年 8 月 1 日施行として、改正しました。 なお、主な改正内容については、交付要綱の別表 (第 3 条関係) に、防災倉庫をはじめとした、対象とすべき資機材等について整理、追記しました。</p>